

○厚生労働省告示第二百五十三号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号及び別表19の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示を次のように定める。

令和四年八月十七日

厚生労働大臣 加藤 勝信

厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示

（厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部改正）

第一条 厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次の表のように改正する。

改正後

| 番号 | 疾患 コード | 傍線名 ICDコード | 手術 区分番号等 | 手術・処置等1 区分番号等 | 手術・処置等2 区分番号等 | 定義副傍線名 疾患コード |
|------------------|-----------|---------------|-------------|------------------|------------------|-----------------|
| 2363から 2368まで | (傍) | (傍) | (傍) | (傍) | (傍) | (傍) |
| 2369から 2394まで | (傍) | (傍) | (傍) | (傍) | (傍) | (傍) |
| (傍) | | | | | | |

改正前

| 番号 | 疾患 コード | 傍線名 ICDコード | 手術 区分番号等 | 手術・処置等1 区分番号等 | 手術・処置等2 区分番号等 | 定義副傍線名 疾患コード |
|------------------|-----------|---------------|-------------|------------------|------------------|-----------------|
| 2363から 2368まで | (傍) | (傍) | (傍) | (傍) | (傍) | (傍) |
| 2369から 2394まで | (傍) | (傍) | (傍) | (傍) | (傍) | (傍) |
| (傍) | | | | | | |

（厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部改正）

第二条 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十四年厚生労働省告示第四百十号）の一部を次の表のように改正する。

改正後

別表

| 薬剤 | 番号 |
|--|------|
| (略) | |
| ウパダシチニゾ水和物 (当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量 (令和3年5月27日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。)) | 3127 |
| ウパダシチニゾ水和物 (当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量 (令和3年8月25日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。)) | 3116 |
| 6 | |
| ウパダシチニゾ水和物 (当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量 (令和3年9月27日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。)) | 3116 |
| ウパダシチニゾ水和物 (当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量 (令和4年5月26日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。)) | 3060 |
| (略) | |

改正前

別表

| 薬剤 | 番号 |
|--|------|
| (略) | |
| ウパダシチニゾ水和物 (当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量 (令和3年5月27日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。)) | 3127 |
| ウパダシチニゾ水和物 (当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量 (令和3年8月25日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。)) | 3116 |
| 6 | |
| ウパダシチニゾ水和物 (当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量 (令和3年9月27日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。)) | 3116 |
| (略) | |

| | | |
|-----|---|--|
| | リッキシマゾ (遺伝子組換え) (当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量 (令和3年12月24日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。)) に係るものに限る。) | 3125 |
| 37 | リッキシマゾ (遺伝子組換え) (当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量 (令和4年6月20日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。)) に係るものに限る。) | 1712及び1714 |
| (略) | | |
| 60 | ゾルシマゾ (遺伝子組換え) (当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量 (令和4年6月20日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。)) に係るものに限る。) | 1807及び1809から1812まで |
| 61 | ダズトマイシン (当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量 (令和4年6月20日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。)) に係るものに限る。) | 3112、3113、4047、4049、4053、4054、4056及び4057 |
| 62 | パリシチニブ (当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量 (令和4年6月20日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。)) に係るものに限る。) | 3133 |

| | | |
|------|---|------|
| | リッキシマゾ (遺伝子組換え) (当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量 (令和3年12月24日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。)) に係るものに限る。) | 3125 |
| 37 | リッキシマゾ (遺伝子組換え) (当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量 (令和4年6月20日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。)) に係るものに限る。) | 3125 |
| (略) | | |
| | | (新設) |
| (新設) | (新設) | (新設) |
| (新設) | (新設) | (新設) |

| | | | | | |
|----|--|--|------|------|------|
| 63 | <p>ピミテスビズ（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和4年6月20日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</p> | <p>2503から2506まで、 2511から2514まで、 2523、2524、2533、 2534、2545、2547、 2554、2555及び2561</p> | (新設) | (新設) | (新設) |
| 64 | <p>ボソリチド（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和4年6月20日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</p> | <p>3826</p> | (新設) | (新設) | (新設) |
| 65 | <p>スチムリヤブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和4年6月20日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</p> | <p>3673から3676まで</p> | (新設) | (新設) | (新設) |

附 則

この告示は、令和四年八月十八日から適用する。